

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No.975 (2017. 9. 7)

欧州における議会向け科学技術調査

—EPTA の活動を中心に—

はじめに

I 欧州における議会 TA

- 1 欧州における議会 TA の広がり
- 2 議会への貢献

II EPTA の概要と活動

- 1 EPTA の創設と意義
- 2 EPTA の概要
- 3 EPTA の主な活動と実績

III 議会 TA の普及と拡大に向けて

- 1 議会 TA の認知度向上
- 2 議会との関係強化
- 3 加盟機関の増加への対応

おわりに

- 欧州諸国では、1980 年代以降、科学技術がもたらす様々な社会的影響を調査・評価した結果を議会に提供し、政策立案・政策決定を支援する「議会テクノロジー・アセスメント」機関（議会 TA 機関）が設置されている。
- 「欧州議会テクノロジー・アセスメント（EPTA）」は、議会 TA 機関の国際的な連携組織である。国際連携を通じて、調査の充実と品質の向上を図るとともに、各国における議会 TA の定着を目指している。
- 議会 TA の普及と拡大に向けた論点・課題として、議会 TA の認知度向上、議会との関係強化、加盟機関の増加への対応などが挙げられる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

文教科学技術課科学技術室長 えんどう まさひろ 遠藤 真弘

第 9 7 5 号

はじめに

テクノロジー・アセスメント (Technology Assessment: TA)¹とは、科学技術がもたらす様々な社会的影響を学際的に、あるいは様々な利害関係者の観点を踏まえて調査・評価し、その結果を基にして政策課題や対策の選択肢 (オプション) を提示することにより、政策立案・政策決定を支援する取組である²。

TA の概念は 1960 年代にアメリカで生まれたとされる。当時、アメリカでは新しい科学技術がもたらす負の影響として環境汚染などが顕在化したこと、宇宙開発など巨大科学への財政支出が拡大する中で合理的政策判断の要請が高まっていたことなどを背景として、新しい科学技術がもたらす利益だけでなく、そのリスクにも注目し、国民に科学技術の性格を知らせるための「早期警報システム」として TA が求められたという。³

TA のうち、議会における政策形成への貢献を目的とするものを、議会テクノロジー・アセスメント (以下「議会 TA」) という。1972 年、アメリカ連邦議会に議会 TA を行う機関 (議会 TA 機関) として技術評価局 (OTA⁴) が設置された。その後、欧州諸国にも議会 TA 機関が設置されるようになり、1990 年には、欧州における議会 TA 機関の国際的な連携組織として、「欧州議会テクノロジー・アセスメント (EPTA⁵)」が創設された⁶。

本稿は、まず欧州における議会 TA の状況について簡単に説明した上で、EPTA の創設と意義、組織の概要、その具体的な活動内容や実績などを紹介する。最後に、議会 TA の普及と拡大に向けた課題についても取り上げ、今後を展望することとしたい。

I 欧州における議会 TA

1 欧州における議会 TA の広がり

1970 年代、欧州諸国の議会では、科学技術に関する諸課題に適切に対応するためには、科学技術に関する中立的かつ包括的な情報が必要であるとの認識が広がった⁷。

* 本稿におけるインターネット情報は、2017 年 8 月 22 日現在である。

¹ TA を「技術評価」と訳すと産業技術の施策評価等と混同されるなど本来の TA の趣旨が伝わらない懸念があるため、本稿では「テクノロジー・アセスメント」又は「TA」という表現を用いることとする。

² 広義には「科学技術の社会的側面に関する世論や政治的見解の形成に向けた、科学的、相互作用的かつコミュニケーションのプロセス」などと定義される。Danielle Bütschi et al., “The Practice of TA; Science, Interaction, and Communication,” Michael Decker et al., eds., *Bridges between Science, Society and Policy: Technology Assessment – Methods and Impacts*, Berlin; Heidelberg; New York: Springer, 2004, p.14.

³ 田中久徳「米国における議会テクノロジー・アセスメント—議会技術評価局 (OTA) の果たした役割とその後の展開—」『レファレンス』675 号, 2007.4, p.100. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999752_po_067506.pdf?contentNo=1>

⁴ Office of Technology Assessment. その後、OTA は予算が認められなくなり 1995 年に閉鎖された。しかし、2001 年からアメリカ連邦議会会計検査院 (GAO) が議会 TA の試行を開始し、2008 年から恒久的活動として議会 TA を実施している。EPTA, *Parliamentary Technology Assessment in Europe: An overview of 17 institutions and how they work*, 2012, p.94. <<http://www.eptanetwork.org/images/documents/EPTABooklet2013.pdf>>

⁵ European Parliamentary Technology Assessment.

⁶ 大磯輝将「諸外国の議会テクノロジーアセスメント—ドイツを中心に—」『レファレンス』726 号, 2011.7, p.54. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050351_po_072603.pdf?contentNo=1>

⁷ EPTA, *op.cit.*(4), p.3.

1980年代に入ると、OTAをモデルにするなどして欧州にも議会TA機関が設置されるようになった。フランス議会科学技術選択評価局(OPECST⁸)は、欧州で最初の議会TA機関として1983年に設置された。その後も、1987年に欧州議会科学技術選択評価委員会(STOA⁹)が、1989年にイギリス議会科学技術局(POST¹⁰)が、1990年にドイツ連邦議会技術評価局(TAB¹¹)が設置されるなど、欧州諸国に議会TA機関が次々と設置された¹²。ただし、議会TA機関が設置された経緯、組織の形態・規模、議会との関係などは多様である(詳細は後述する)。

2 議会への貢献

議会TA機関は、科学技術が社会にもたらす影響などに関する調査を行い、その成果を報告書として取りまとめ、議会に提供している。報告書は、議会における政策立案の視野を広げるため、具体的な政策的対応の選択肢(オプション)を提示することが一般的である¹³。いくつかの議会TA機関では、多忙な議員や科学に精通していない議員向けに、議会TAの成果をコンパクトかつ平易に説明した短い文書(ポリシー・ブリーフ)を作成している。例えば、ドイツのTABは「TABフォーカス(TAB-Fokus)」¹⁴、イギリスのPOSTは「ポストノート(POSTnotes)」¹⁵というポリシー・ブリーフ(いずれも4ページ程度)を発行している。

こうした議会TAの成果は、議会活動に生かされている。例えば、2017年1月、POSTは、「公正な研究の維持」と題するポリシー・ブリーフ¹⁶において、研究不正等が原因で研究者が論文を撤回する件数が増加傾向にあり、公正な研究の維持に懸念が生じていると指摘した。イギリス下院(庶民院)の科学技術委員会は、この報告を参考にして公正な研究の維持に関する調査を実施した¹⁷。

議会TAの成果は、文書としてだけでなく口頭でも議員などに伝えられる。オランダ、ドイツ、欧州連合、スイス、ノルウェーなどの議会TA機関には、議会の公聴会や委員会などで議会TAの成果を発表する機会があり、その内容に関して議員による討議が行われることもある。このほか、スイス、イギリス、スウェーデン、オランダ、ドイツ、フィンランドなどの議会TA機関では、議員に成果を伝える報告会等のイベントが開催されている。¹⁸

⁸ Office Parlementaire d'Évaluation des Choix Scientifiques et Technologiques.

⁹ Science and Technology Options Assessment.

¹⁰ Parliamentary Office of Science and Technology.

¹¹ Büro für Technikfolgen-Abschätzung beim Deutschen Bundestag.

¹² 議会TA機関名の訳語は必ずしも定まっていないため、本稿の訳語が他の文献とは異なる場合がある。また、個々の議会TA機関に関する詳細は次の資料を参照。大磯 前掲注(6), pp.49-66; 城山英明ほか「TA(テクノロジーアセスメント)の制度設計における選択肢と実施上の課題—欧米における経験からの抽出—」『社会技術研究論文集』Vol.8, 2011.4, pp.204-218.

¹³ Michael Nentwich, “Parliamentary Technology Assessment Institutions and Practices: A Systematic Comparison of 15 Members of the EPTA Network,” *ITA-manu:script*, ITA-16-02, October 2016, pp.18-19. <http://epub.oew.ac.at/ita/ita-manuscript/ita_16_02.pdf>

¹⁴ “TAB-Fokus.” TAB website <<http://www.tab-beim-bundestag.de/en/publications/tab-fokus/index.html>> 報告書の要旨を4ページ程度に取りまとめたもので、年間2~4号程度、報告書とは別に発行されている。

¹⁵ “POSTnotes.” www.parliament.uk website <<http://www.parliament.uk/postnotes>> 「TAB-Fokus」のような報告書の要旨ではなくオリジナルの成果物(4ページ程度)として、年間30号程度(累積で550号以上)発行されている。

¹⁶ “Integrity in Research,” *POSTnote*, Number 544, January 2017. www.parliament.uk website <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/POST-PN-0544/POST-PN-0544.pdf>>

¹⁷ “Research integrity inquiry launched,” 10 January 2017. www.parliament.uk website <<https://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/commons-select/science-and-technology-committee/news-parliament-2015/research-integrity-inquiry-launch-16-17/>>

¹⁸ Nentwich, *op.cit.* (13), pp.19-20.

II EPTA の概要と活動

1 EPTA の創設と意義

(1) EPTA の創設

1980 年代の終わり頃、欧州の議会 TA 機関は、欧州各国で行われている議会 TA の取組を最大限に生かす方策として、欧州議会を中心とした連携組織の創設を構想し、その可能性について議論を重ねるとともに、欧州議会への働きかけを行った。その結果、欧州議会議長の支援を得て、1990 年に EPTA が創設され、欧州議会（STOA）を中心とした活動が始まった。¹⁹

EPTA は、TA を議会の意思決定に欠かせない政策的助言を与える取組として、議会に定着させること、欧州各国の議会 TA 機関の間の連携を強化することを目的としている²⁰。当初の加盟機関は、欧州連合の STOA、フランスの OPECST、オランダのオランダ技術評価機関（NOTA²¹）、デンマークのデンマーク技術委員会（DBT²²）、ドイツの TAB、イギリスの POST の計 6 機関で、当時は、STOA にコーディネータを置き、季刊のニュースレターと年 1 回の会合を通じて、各加盟機関の活動・成果などの情報交換を行っていたようである²³。

(2) EPTA の意義

EPTA のような国際的な連携組織を構築することの意義については、次の点が指摘されている。まず、議会 TA における成果の充実と品質の向上である。加盟機関が共同プロジェクトなどを実施することにより、問題の捉え方や調査手法などが共有されることで調査の品質向上が期待される。また、地球環境問題のような国境を越える課題の調査や各国横断的な分析が実施しやすくなる。さらに、加盟機関を増やして各機関の知見やデータを共有することにより効率的で無駄のない調査が可能になる。²⁴

次に、議会 TA 活動の普及と定着である。EPTA が毎年開催している EPTA 会議（後述の 3 (2) を参照）は、加盟機関による議会 TA の成果を各国議員などに報告する場となっており、議会における議会 TA の認知度を高める役割を果たしている。また、加盟機関の間での情報交換を通じて、議会 TA が議会活動に貢献した事例、議会におけるニーズの変化などを知り、各機関の活動に反映させることによって議会からの評価を高めようとしている²⁵。

¹⁹ Michael Norton, “Origins and Functions of the UK Parliamentary Office of Science and Technology,” Norman J. Vig and Herbert Paschen, eds., *Parliaments and Technology: The Development of Technology Assessment in Europe*, Albany: State University of New York Press, 2000, pp.89-90; EPTA, *op.cit.*(4), p.4.

²⁰ EPTA, *ibid.*, p.3.

²¹ Nederlandse Organisatie van Technologisch Aspectenonderzoek. 1994 年、名称をラテナウ研究所（Rathenau Instituut）に変更した。後述する「II2 (4) 各加盟機関の議会における位置付け」の③も参照。

²² Danish Board of Technology (Teknologirådet). 当時は公的機関であったが、2012 年から民間財団が引き継いでいる。この経緯に関する詳細は次の文献が詳しい。三上直之「デンマーク技術委員会（DBT）の「廃止」とその背景」『科学技術コミュニケーション』11 号, 2012.6, pp.74-82.

²³ 梶島次郎「欧米の議会科学技術評価機関」『外国の立法』No.197・198, 1996.5, p.294.

²⁴ STOA, “Technology Across Borders: Exploring perspectives for pan-European Parliamentary Technology Assessment,” March 2012, p.23. European Parliament website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2011/482684/IPOL-J_OIN_ET\(2011\)482684_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2011/482684/IPOL-J_OIN_ET(2011)482684_EN.pdf)>; Leonhard Hennen and Linda Nierling, eds., “Deliverable 4.3: Expanding the TA Landscape,” 2013, p.21. PACITA website <http://www.pacitaproject.eu/wp-content/uploads/2014/02/4.3_Expanding-the-TA-landscape.pdf>

²⁵ Constanze Scherz and Christina Merz, “Parliamentary TA: Lessons to Be Learned from the Established,” Antonio Moniz and Kumi Okuwada, eds., *Technology Assessment in Japan and Europe*, Karlsruhe: KIT Scientific Publishing, 2016, p.70.

2 EPTA の概要

(1) 加盟機関

EPTA の加盟機関は正会員 (Full Member) と準会員 (Associate Member)²⁶とに分けられる。2017年7月現在、EPTA の加盟機関数は20機関 (正会員13機関、準会員7機関) である (表1)。日本からは、国立国会図書館調査及び立法考査局が2016年に準会員として加盟している²⁷ ((6) 参照)。

表1 EPTA 加盟機関 (2017年8月現在)

(正会員)

国・地域等	加盟機関	設立年	加盟年*
フランス	フランス議会科学技術選択評価局 (OPECST)	1983	1990
デンマーク	デンマーク技術委員会 (DBT) 財団	1986	1990
オランダ	ラテナウ研究所	1986	1990
欧州連合	欧州議会科学技術選択評価委員会 (STOA)	1987	1990
オーストリア	テクノロジー・アセスメント研究所 (ITA)	1988	2013
イギリス	イギリス議会科学技術局 (POST)	1989	1990
ドイツ	ドイツ連邦議会技術評価局 (TAB)	1990	1990
スイス	技術評価センター (TA-SWISS)	1992	2000
フィンランド	フィンランド議会未来委員会	1993	1997
ギリシャ	ギリシャ議会研究・技術評価委員会	1997	1997
ノルウェー	ノルウェー技術委員会 (NBT)	1999	2002
スウェーデン	スウェーデン議会委員会部評価・研究事務局 (ERS)	2007	2009
カタルーニャ州 (スペイン)	科学技術に関するカタルーニャ州議会助言委員会 (CAPCIT)	2008	2009

(準会員)

国・地域等	加盟機関	設立年**	加盟年
アメリカ	アメリカ連邦議会会計検査院 (GAO)	[1921]	2010
欧州評議会	欧州評議会議員会議文化・科学・教育・メディア委員会	[1948]	1999
日本	国立国会図書館調査及び立法考査局	[1948]	2016
ポーランド	ポーランド議会下院調査局	[1991]	2007
ロシア	ロシア連邦院 (上院) 調査局	[1994]	2015
ワロン地域 (ベルギー)	リエージュ大学 SPIRAL 研究センター	[1995]	2015
メキシコ	メキシコ連邦議会科学技術情報室	2016	2016

* 正会員については、正会員として加盟した年を示した。

** 設立年に[]を付した機関は、設立当時にはテクノロジー・アセスメント機能を有していなかった機関である。

(出典) Michael Nentwich, "Parliamentary Technology Assessment Institutions and Practices: A Systematic Comparison of 15 Members of the EPTA Network," *ITA-manu:script*, ITA-16-02, October 2016, p.4. <http://epub.oeaw.ac.at/ita/ita-manuscript/ita_16_02.pdf>; "Office for Information of Science and Technology (INCyTU) for the Mexican Congress." EPTA website <<http://www.eptanetwork.org/members/associate-members/mexico>> 等を基に筆者作成。

²⁶ 準会員は、正会員と同様に全ての EPTA の活動に参与する。正会員と異なるのは、総会において議決権を持たない点である。「II3 (1) 総会及び機関長会議」を参照。

²⁷ 「国立国会図書館調査及び立法考査局が欧州議会テクノロジーアセスメント (EPTA) に加盟しました。」2016.11.1. 国立国会図書館ウェブサイト <http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2016/_icsFiles/afldfile/2016/10/28/pr161101.pdf>

(2) 加盟要件

EPTA の正会員となるには、表 2 に示す五つの要件を満たす必要がある。準会員の場合は、必ずしも全ての要件を満たす必要はない。例えば、欧州外で活動する TA 機関は要件 1 を満たさないが、他の要件を満たしていれば準会員として加盟することができる。こうして、表 1 に掲げたとおり、日本、アメリカ等欧州以外で活動する機関も準会員となっている。ただし、準会員であっても要件 2 を満たすことは必須とされている。²⁸

なお、EPTA の活動に関心のある機関は、正会員又は準会員の加盟要件を満たさなくても、議長機関（(3) 参照）からオブザーバーの資格を与えられれば、EPTA の会合に参加できる。

表 2 正会員の加盟要件

要件 1：欧州における活動
要件 2：TA 又は TA に関連する活動の実施
要件 3：議会に対するサービスの提供
要件 4：独自の予算と職員
要件 5：科学技術に関する問題を調査する能力

(出典)“Organisational rules,” 2015.12.9. EPTA website <<http://www.eptanetwork.org/about/about-epta/members-and-projects>> を基に筆者作成。

(3) 議長機関

正会員のうち 1 機関が EPTA の議長機関 (Presidency) となる。議長機関の任期は 1 年であり毎年交代する。議長機関は、EPTA における諸活動の全体調整を担うほか、総会、機関長会議及び EPTA 会議（後述の 3 (1) 及び (2) を参照）を主催する。²⁹

2016 年の議長機関はオーストリアのテクノロジー・アセスメント研究所 (ITA³⁰) であり、総会はオーストリアのウィーンで開催された。2017 年の議長機関はスイスの技術評価センター (TA-SWISS) であり、総会はスイスのルツェルンで開催される予定である。

(4) 各加盟機関の議会における位置付け

EPTA 加盟機関の議会における位置付けは機関によって異なるが、おおむね、①議会の常任委員会、②議会内に設置された TA 機関、③議会のために活動する議会外の独立組織、の三つに分類することができる³¹ (表 3)。

①は、議会において TA を担当する常任委員会として位置付けられた TA 機関である。フランスの OPECST は、フランス議会の上院 (元老院) 及び下院 (国民議会) が共同で設置した機関であり、常任委員会と同等の組織として位置付けられている。OPECST では議員が自ら調査を直接行い、担当議員が議員個人の責任で報告書を取りまとめている³²。このほか、フィンランド及びギリシャの加盟機関もこれに該当し、議員が自ら調査に関与している³³。これらの機関

²⁸ “Organisational rules,” 2015.12.9. EPTA website <<http://www.eptanetwork.org/about/about-epta/members-and-projects>>

²⁹ *ibid.*

³⁰ Institut für Technikfolgen-Abschätzung.

³¹ EPTA, *op.cit.*(4), pp.6-7.

³² 小林信一「科学技術の評価のための議会オフィス (OPECST) (フランス) について」『STS Network Japan News Letter』Vol.10 No.4, 2000.2, pp.9-10. <<http://stsnj.org/nj/PDF/NL37.pdf>>

³³ Nentwich, *op.cit.*(13), p.6.

では TA を専門的に行うスタッフが議員を支援している。

②は、議会内に設置され、議会職員が議会のために TA を行う組織である。イギリスの POST は、イギリス議会内に設置された常設機関であり、議員等で構成される理事会の監督の下、専門研究員等が調査に当たっている³⁴。このほか、欧州連合の STOA、スウェーデンのスウェーデン議会委員会部評価・研究事務局 (ERS³⁵)、スペイン・カタルーニャ州の科学技術に関するカタルーニャ州議会助言委員会 (CAPCIT³⁶) などの加盟機関がこれに該当する³⁷。

③は、議会外に置かれ、独立機関として議会のために TA を行う組織である。オランダのラテナウ研究所は、オランダ王立芸術科学アカデミーに属する機関であり、議会 TA のほか、科学技術政策に関する研究活動などを行っている³⁸。このほか、デンマークの DBT 財団、ノルウェーのノルウェー技術委員会 (NBT³⁹)、スイスの技術評価センター (TA-SWISS) などの加盟機関がこれに該当する。

このほか、独特の設置形態をとっている加盟機関もある。ドイツの TAB は、連邦議会の常任委員会が所管する常設機関であり、専ら連邦議会のために活動しているが、実際の運営はカールスルーエ工科大学 TA システム分析研究所 (ITAS/KIT⁴⁰) に委託されており、②と③の要素を併せ持つ機関と言える。⁴¹

表3 議会における位置付けによる主な加盟機関の分類

位置付け	主な加盟機関	サービス提供先
①議会の常任委員会	フランス (OPECST)、フィンランド (フィンランド議会未来委員会)、ギリシャ (ギリシャ議会研究・技術評価委員会)	議会に限定される。
②議会内に設置された TA 機関	欧州連合 (STOA)、イギリス (POST)、ドイツ (TAB) *、スウェーデン (ERS)、スペイン・カタルーニャ州 (CAPCIT)	議会に限定される。
③議会外の独立組織	デンマーク (DBT 財団)、オランダ (ラテナウ研究所)、スイス (TA-SWISS)、ノルウェー (NBT)	議会に限定されない。

* 連邦議会内に設置された常設機関であるが、実際の運営は議会の委託により議会外の機関が行っている。
 (出典) STOA, “Technology Across Borders: Exploring perspectives for pan-European Parliamentary Technology Assessment,” March 2012, pp.12-18. European Parliament website <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2011/482684/IPOL-JOIN_ET\(2011\)482684_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2011/482684/IPOL-JOIN_ET(2011)482684_EN.pdf)> を基に筆者作成。

(5) 各加盟機関のサービス提供先と調査手法

各加盟機関には、そのサービス提供先に違いが見られる (表 3)。サービス提供先については、議会に限定される機関と、議会に限定されない機関とがある。前者は前項 (4) で①又は②に分類される加盟機関であり、後者は同じく③に分類される加盟機関である。

調査手法としては、専門家の知見 (文献調査、意見聴取等) に基づく TA が各加盟機関で行われているが、専門家以外の市民や利害関係者を TA に関与させる「参加型 TA」を取り入れている機関もある。前項 (4) で③に分類される加盟機関は「参加型 TA」を重視する傾向がある。

³⁴ EPTA, *op.cit.*(4), p.73.

³⁵ Evaluation and Research Secretariat (Utvärderings- och forskningssekretariatet).

³⁶ Consell Assessor del Parlament sobre Ciència i Tecnologia.

³⁷ Nentwich, *op.cit.*(13), p.6.

³⁸ EPTA, *op.cit.*(4), p.52.

³⁹ Norwegian Board of Technology (Teknologirådet).

⁴⁰ Institut für Technikfolgenabschätzung und Systemanalyse, Karlsruher Instituts für Technologie.

⁴¹ 大磯 前掲注(6), pp.54-57; Nentwich, *op.cit.*(13), p.7.

(6) 国立国会図書館調査及び立法考査局の加盟

国立国会図書館調査及び立法考査局は、国会のための調査サービス（立法調査サービス）を担っており、国会議員や国会関係者からの依頼に応じて各種の調査及び立法情報の提供を行う「依頼調査」と、国政審議の論点を予測して自ら調査を行い、その成果を報告書として刊行する「予測調査」を実施している。

同局は、科学技術に関する調査の一層の拡充を図るため、2010（平成 22）年から、「予測調査」の一環として「科学技術に関する調査プロジェクト」を実施している。同プロジェクトは、科学技術分野に係る重要な国政課題の中から特定のテーマを選定し、外部の有識者・専門機関と連携して調査を実施し、成果を報告書に取りまとめて刊行するものである。

同プロジェクトは、国会における法案・政策等の検討・審議に資するため、立法府の機関として中立的かつ客観的な観点から、最新かつ正確な情報に基づいて調査し、その成果を読みやすさ、分かりやすさに配慮して提供することを旨としている。こうした特徴は、議会 TA と共通する部分も多いことから、科学技術分野の情報収集・調査能力を高めるため、同局は EPTA に加盟して各国の議会 TA 機関との交流を図ることにした。

3 EPTA の主な活動と実績

(1) 総会及び機関長会議

EPTA では、総会（Council）と機関長会議（Directors' Meeting）が、毎年開催される。通常、総会は秋に、機関長会議は春に、それぞれ年 1 回開催されている。

総会は、正会員で構成されるが、準会員も出席して発言することができる（ただし、準会員は議決権を持たない）。総会には、各加盟機関の代表として、各国の議員又は加盟機関の機関長が出席する。総会では、EPTA の運営に関する各種事項が議論され、特に会員資格、次期議長機関、共同プロジェクトなどに関しては議決が行われる。

機関長会議には、原則として EPTA 加盟機関の機関長が出席し、EPTA の活動方針に関する意見交換・調整や TA に関する情報交換が行われる。

(2) EPTA 会議

EPTA 会議（EPTA Conference）は、各国議会の議員に議会 TA への関心を高めてもらうことを主な目的としたシンポジウムである。毎年、議長機関が議会活動に有益と思われるテーマを選定し、総会に合わせて秋に開催している。

EPTA 会議には、各国議会の議員、加盟機関の関係者のほか、TA の専門家や利害関係者なども参加する。通常、会議はいくつかのセッションによって構成され、各セッションでは専門家などが報告を行い、議員などからコメントが出される。

2016 年のテーマは、「デジタル時代における今後の労働—ユビキタス・コンピューティング⁴²、仮想プラットフォーム⁴³及びリアルタイム製造—」であり、10 月 21 日にオーストリア・ウィーンで開催された。会議には、32 か国から約 100 名（議員 20 名を含む。）が参加した⁴⁴。

⁴² 我々の社会や生活のあらゆる場所・場面にコンピュータが存在し、それを利用できる環境のこと。

⁴³ ソフトウェアを用いてサーバー等の中に独立したコンピュータ・システムを仮想的に構築したもの。

⁴⁴ “EPTA 2016 Vienna,” 2016.10.24. EPTA website <<http://www.eptanetwork.org/news/epta-news/25-event/91-eptal-2016-vienna>>; “EPTA-Konferenz 2016: Die Zukunft der Arbeit im digitalen Zeitalter,” 2016.10.20. ÖAW website <<https://w>

(3) 共同プロジェクト

EPTA の加盟機関は、3 以上の加盟機関が連携して活動する「共同プロジェクト」を立ち上げることができる。同プロジェクトは、機関長会議又は総会の承認を受けた上で実施され、その成果は、同プロジェクトに参画した機関の責任において報告される。⁴⁵

近年は、議長機関が特定のテーマを提案し、ほぼ全ての加盟機関が参加してそのテーマに関する各国の状況を報告し、議長機関がそれらを取りまとめる形で報告書が刊行されている。

これまでに発表された報告書は表 4 に示すとおりである。2016 年の EPTA 会議は、共同プロジェクトと同じテーマで開催された（前項（2）を参照）。2017 年は、「欧州におけるモビリティ・プライシング⁴⁶（Mobility Pricing in Europe）」をテーマとする共同プロジェクトが実施されており⁴⁷、2016 年と同様に同じテーマの EPTA 会議が開催される予定である。

表 4 共同プロジェクトの報告書

発表年	報告書	参加機関数
2016	デジタル時代における今後の労働—ユビキタス・コンピューティング、仮想プラットフォーム及びリアルタイム製造—	17
2015	イノベーションと気候変動—科学技術アセスメント評価の役割—	16
2014	欧州とアメリカにおける生産性—技術動向及び政策手段—	15
2010	持続可能な交通への道筋—欧州における持続可能な交通に向けた状況及び政策の概要—	14
2009	遺伝子組換え植物と食品—欧州における取組と今後の論点—	8
2006	欧州におけるエネルギーの転換—欧州エネルギーシステムの変容に向けた状況及び政策の概要—	14
2006	欧州における ICT とプライバシー—欧州 7 各国における ICT とプライバシーに関するテクノロジー・アセスメントから得られた知見—	6

（出典）EPTA データベース <<http://www.eptanetwork.org/database/policy-briefs-reports>> を基に筆者作成。

(4) ウェブサイトの運営

EPTA は自らウェブサイト⁴⁸を運営しており、ウェブサイトを通じて、議会関係者を始め、科学技術がもたらす社会的影響に関心を持つ人々に向けて情報を発信している。

ウェブサイトでは、EPTA 及び EPTA 加盟機関の概要、加盟機関の活動状況等の情報を提供している。また、データベースを活用することにより、各加盟機関の調査報告書やレポートの検索が可能となっている。

ウェブサイトは、加盟機関にとっても有益である。ウェブサイトを通じて、加盟機関は自ら

www.oew.ac.at/ita/de/veranstaltungen/veranstaltungs-news/epta-konferenz-2016-die-zukunft-der-arbeit-im-digitalen-zeitalter/

⁴⁵ “Common EPTA projects.” EPTA website <<http://www.eptanetwork.org/about/about-epta/members-and-projects>>

⁴⁶ モビリティ・プライシングとは、移動行動・需要に影響を及ぼすことを目的とした、あらゆる交通インフラ・サービスの利用に適用される課金制度を言う。特定の道路・区域の通行に課金する等により交通量の抑制を図る「ロードプライシング」のほか、公共交通機関の利用に対する課金も含まれる。

⁴⁷ “Mobility Pricing in Europe and beyond.” EPTA website <<http://www.eptanetwork.org/database/projects/article/12145-mobility-pricing-in-europe-and-beyond>> このプロジェクトには国立国会図書館調査及び立法考査局も参加している。

⁴⁸ EPTA website <<http://www.eptanetwork.org/>>

の活動内容や成果を世界に向けて発信することができる。他方、他の加盟機関の調査テーマ、調査報告書・レポート等を参照することにより、自らが行う調査の参考とすることができる。

(5) その他の活動

一部の EPTA 加盟機関は、上記の「共同プロジェクト」とは別に、欧州委員会などの資金を活用したプロジェクトを連携して行っている。最近では、「テクノロジー・アセスメントにおける議会と市民社会 (PACITA⁴⁹)」と称するプロジェクトが実施された。これは、欧州における TA の拡大を目的としたものであり、EU の「第 7 次フレームワークプログラム (FP7⁵⁰)」の資金を活用し、FP7 の「社会における科学 (Science in Society)」プログラム⁵¹の下で 2011～2015 年に実施された。PACITA には、当時の EPTA 加盟機関のうち 8 機関、また、TA 活動の基盤を持たない国から 7 機関 (TA に関心のある大学・研究機関等) の計 15 機関が参加した。⁵²

PACITA では、具体的な活動として、①TA 実施手順の文書化、②TA に関する研修、③TA に関する討論、④具体的テーマに関する TA の実践、が行われた⁵³。③では、専門家による討論の場として、TA がどのように科学技術政策の立案に貢献するかを議論する国際会議「欧州テクノロジー・アセスメント会議」⁵⁴が 2 回 (2013 年及び 2015 年) 開催され⁵⁵、PACITA が終了した後の 2017 年にも、これを引き継ぐ会議⁵⁶が開催されている。PACITA は、欧州における TA の普及と拡大に貢献したと評価されている⁵⁷。

III 議会 TA の普及と拡大に向けて

ここでは、EPTA の経験を踏まえ、議会 TA の普及と拡大に向けた論点・課題を指摘する。

1 議会 TA の認知度向上

議会 TA 機関の活動は、議会・政治動向の影響を受けることがある⁵⁸。イタリア下院 (代議院) に設置された科学・技術評価委員会 (VAST⁵⁹) は、EPTA 加盟機関であったが、2013 年の総選挙の後、第 16 議会期 (2008～2013 年) の終了に伴う議会組織の改編により閉鎖された⁶⁰。デンマークの DBT 財団は、30 年以上⁶¹にわたる議会 TA の実績があり、議員からおおむね高い評価

⁴⁹ Parliaments and Civil Society in Technology Assessment.

⁵⁰ Framework Programme 7. EU の研究・技術開発に関する枠組み計画である。現在は、FP7 (2007～2013 年) の後継計画である「ホライズン 2020 (Horizon 2020)」(2014～2020 年) が実施されている。

⁵¹ 科学技術が社会に受け入れられ、社会と調和して発展するための政策や制度等の在り方に関する研究プログラム。

⁵² “About the PACITA project.” PACITA website <<https://pacita.strast.cz/en/about-the-project>>

⁵³ “Final Report Summary - PACITA (Parliaments and Civil Society in Technology Assessment),” 2016.2.25, p.1. European Commission CORDIS website <http://cordis.europa.eu/result/rcn/177948_en.pdf>

⁵⁴ European Technology Assessment Conference.

⁵⁵ 第 1 回は 2013 年 3 月にチェコのプラハで、第 2 回は 2015 年 2 月にドイツのベルリンで開催された。

⁵⁶ 「第 3 回欧州テクノロジー・アセスメント会議」として、2017 年 5 月にアイルランドのコークで開催された。

⁵⁷ *op.cit.*(53), p.7. 例えば、PACITA に参加したポルトガルのリスボン新大学には、議会 TA を行う目的で、新たに「テクノロジー・アセスメント・オブザバトリー」(Observatório de Avaliação de Tecnologia: OAT) が設置された。

⁵⁸ 前掲注(4)でも述べたとおり、アメリカの OTA は、議会がその予算を認めなくなったため閉鎖された。

⁵⁹ Comitato per la valutazione delle scelte scientifiche e tecnologiche.

⁶⁰ “Comitato per la valutazione delle scelte scientifiche e tecnologiche.” Camera dei deputati Portale Storico website <<http://storia.camera.it/organ/comitato-valutazione-scelte-scientifiche-e-tecnologiche-16>>

⁶¹ 2012 年に民間財団となる前の活動機関を含む。前掲注(22)を参照。

を得ていたが、議会で党派的な分断が進み、党派を越えた対話や活動が減少したことにより、調査実施や公聴会出席などの議会からの要請が明らかに減少したという⁶²。

こうした事態はやむを得ない面もあるが、EPTA 加盟機関による議会 TA の成果を積極的に発信して議会からの認知度を高めることにより、議会 TA の定着を促すことが引き続き重要である。議員の関心が高いテーマの選択、読みやすい報告書の作成、議員向け成果報告会の開催を含め、議会に役立つ調査や情報提供の在り方も検討課題である。

2 議会との関係強化

多くの加盟機関では、議会との関係を強化し議会 TA を定着させる上で、議員との人脈や信頼関係が大きな意味を持っている。EPTA は創設から既に 30 年近くが経過し、いくつかの加盟機関では近年、長期にわたり主導的な役割を果たしてきた機関長が交代している⁶³。今後は他の加盟機関でもこうした機関長の交代が進んでいくことが予想され、これまでに築かれてきた人脈や信頼関係の維持・強化やその再構築なども課題の一つとなろう。

3 加盟機関の増加への対応

各国の議会 TA 機関は、各国固有の議会制度・社会制度に適応しながら、それぞれが得意とする活動分野を見だし、各国議会のニーズに対応するためにその活動を洗練させてきた⁶⁴。このため、EPTA 加盟機関によって、議会における位置付け、サービス提供先や調査手法が異なっている⁶⁵。これは EPTA の多様性を示しているとも言えるが、一方で、EPTA による共同プロジェクトの実施や理念構築などを難しくする要因ともなり得る。

EPTA 加盟機関は当初の 6 機関から 20 機関に拡大している。これは EPTA 加盟機関の努力により、欧州外も含めた議会 TA の国際的な普及とネットワーク化が推進された成果である。一方で、さらに加盟機関の増加が続けば、各機関の意思疎通や意見集約が難しくなるおそれもある。必要に応じて組織の在り方を見直すなど、加盟機関の増加が議会 TA の普及と拡大の原動力となるような対応が求められる。

おわりに

EPTA は、議会 TA が科学技術分野の政策形成に貢献するという確信の下、議会 TA 機関の国際連携によって調査の充実と品質の向上、議会ニーズへの迅速な対応などを図り、各国における議会 TA の定着を促そうとする取組である。

前述したように、2016 年、国立国会図書館調査及び立法考査局は EPTA の準会員となった。同局は、EPTA 加盟を契機として、諸会合への参加、共同プロジェクトへの参加等を通じて、科学技術分野の情報収集・調査能力を高め、その成果を発信していく予定である。

⁶² EPTA, *op.cit.*(4), p.19.

⁶³ 例えば、POST の機関長を 14 年間務めたデビッド・コープ (David Cope) 氏が 2012 年に、ラテナウ研究所の機関長を 13 年間務めたヤン・スタマン (Jan Staman) 氏が 2015 年に、それぞれ機関長を退任している。

⁶⁴ STOA, *op.cit.*(24), p.22; Jurgen Ganzevles and Rinie van EST, eds., “TA Practices in Europe: Deliverable 2.2 in the collaborative project on mobilisation and mutual learning actions in European Parliamentary Technology Assessment,” 2012, pp.15, 18.

⁶⁵ 「II2 (4) 各加盟機関の議会における位置付け」及び「II2 (5) 各加盟機関のサービス提供先と調査手法」を参照。